

令和6年6月1日

訪問看護 重要事項説明書
(医療保険用)

しおや訪問看護ステーション

当事業所は医療機関の指定を受けています。
(栃木県指定 第5290026号)

当事業所はご利用者に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 学校法人国際医療福祉大学
- (2) 法人所在地 栃木県大田原市北金丸2600番1
- (3) 電話番号 0287-24-3000
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 邦格
- (5) 設立年月 平成7年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問看護事業所・平成21年4月1日指定
5290026号
- (2) 事業の目的 健康保険法令等の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (3) 事業所の名称 しおや訪問看護ステーション
- (4) 事業所の所在地 栃木県矢板市富田77番地
国際医療福祉大学塩谷病院敷地内
- (5) 電話番号 0287-44-2788 FAX 0287-44-2790
- (6) 事業所長(管理者)氏名 熊田 倫子
- (7) 当事業所の運営方針
看護師等は利用者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 平成21年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 矢板市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土曜日	但し、12/31～1/3を除く
受付時間	月～土曜日	8時30分～17時30分
サービス提供時間帯	月～土曜日	8時30分～17時30分

4. 職員の体制

当事業所では、ご利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1名		管理業務 訪問看護
訪問看護員	看護師 ※理学療法士又は 作業療法士又は 言語聴覚士	2名以上 2名以上		訪問看護 リハビリテーション

※訪問看護計画に基づき、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

訪問看護では、病気や障害などをお持ちで、自宅療養を希望される方々に対して、その利用者が可能な限りその居宅において、安全安楽な療養生活を送る事が出来る様、看護・リハビリテーション専門職が支援し、心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助に対して指導・助言をいたします。

当事業所が提供するサービスについては、下記の事項等があります。

1. 健康状態のチェックと相談
2. 日常生活の看護や介護(清潔・食事・排泄などのケア)
3. 床ずれの予防や手当て
4. 酸素療法や呼吸器使用などの指導
5. ご家族(介護者)への介護指導
6. 身のまわりの動作(食事・トイレ・着替えなど)の訓練
7. 起き上がりや歩行などの動作訓練
8. 手すり・ベッド・車イスなど福祉用具や住宅改善の相談
9. 寝たきりを防ぐための日常生活の指導
10. その他、在宅療養や介護サービスなどに関する相談

(2) サービス利用料金

当事業所では、訪問看護を提供した場合、別添料金表のとおり、医療保険各法に基づく本人負担を徴収いたします。

* 訪問看護情報提供療養費

別に厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍等）の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合。

別に厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍等）の利用者のうち、義務教育諸学校に入学、転学等により初めて在籍することとなる利用者について当該義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合。

保健医療機関等に入院又は入所する利用者について情報を提供した場合。

* 訪問看護ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。）に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問看護を実施し、かつ、ターミナルケアに係る支援体制について利用者及び家族等に説明した上でターミナルケアを行った場合。

* 24時間対応体制加算

24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行なっている事業所が、利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、利用者又は家族からその同意を得た場合。

* 特別管理加算

特掲診療料の施設基準等別表第8の②に掲げる利用者（※1）に対して、計画的な管理を行った場合。

別紙「訪問看護利用料金」の「重症度等の高いもの」…

特掲診療料の施設基準等別表第8の①に掲げる利用者（※1）に対して、計画的な管理を行った場合。

* 乳幼児加算（6歳未満）

6歳未満の乳幼児等の在宅患者等への訪問看護を行った場合。

別紙「訪問看護利用料金」の「別に厚生労働大臣が定める者」…

超重症児又は準超重症児、別に厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍等）の利用者、特掲診療料の施設基準等別表第8の各号に掲げる利用者（※1）

* 夜間・早朝訪問看護加算

夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）に訪問看護を行った場合。

* 深夜訪問看護加算

午後10時から午前6時に訪問看護を行った場合。

* 難病等複数回訪問加算

別に厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍等）の利用者又は特別訪問看護指示書が交付された利用者に対して、必要に応じて1日に2回又は3回以上訪問看護を行った場合。

- * 緊急訪問看護加算
訪問看護計画に基づき定期的に行う訪問看護以外であって、利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて、主治医（診療所又は在宅療養支援病院の保険医）の指示により、訪問看護を行った場合。
- * 長時間訪問看護加算
特掲診療料の施設基準別表第8に掲げる利用者（※1）に90分を越える訪問看護を行った場合には週1日（人工呼吸器装着の有無に関わらず15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合にあっては週3日）を限度として加算する。
- * 退院時共同指導加算
保険医療機関又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の、利用者の退院又は退所に当たり、当ステーションの看護師が当該保険医療機関若しくは介護老人保健施設の主治医又は職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定。
- * 特別管理指導加算
退院時共同指導加算に規定する利用者が特別管理加算に規定する利用者である場合。
- * 退院支援指導加算
別に厚生労働大臣が定める疾病等（末期の悪性腫瘍等）の利用者に対して、保険医療機関から退院するに当たって、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合、退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われた際に加算。ただし当該利用者が退院日の翌日以降初日の訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合においては、死亡日又は再入院することとなったときに算定。
- * 在宅患者連携指導加算
通院が困難な利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、月2回以上医療関係職種間で文書等により共有された診療情報を基に、利用者又はその家族に対して指導等を行った場合。
- * 在宅患者緊急時等カンファレンス加算
関係する医療関係職種等が共同でカンファレンスを行い、当該カンファレンスで共有した利用者の診療情報を踏まえ、それぞれの職種が当該利用者又はその家族等に対して療養上必要な指導を行った場合。
- * 複数名訪問看護加算
厚生労働大臣が定める同時に複数の看護師等による訪問看護が必要な利用者（末期の悪性腫瘍等）に対して、当ステーションの看護職員が当ステーションの他の看護師等と同時に訪問看護を行う場合。
- * 医療DX情報活用加算
質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行なうため、電子情報処理組織の使用による請求を行なっていること、電子資格確認を行なう体制を有していること等、医療DX推進の体制にある要件を満たす事業所である場合。
- * ベースアップ評価料
主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある事業所である場合。

(※1)「特掲診療料の施設基準等別表第8の各号に掲げる利用者」…

- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態
- ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

※医師(主治医)の「訪問看護指示書」の交付により、訪問看護の提供が開始されます。指示書料は、各医療機関にて請求となりますのでご了承ください。(料金は、各種健康保険証により異なります。)

(3) その他利用料(別紙「医療保険訪問看護利用料金」参照)

1. 交通費
2. 日常生活上必要な物品
3. 死後の処置料
4. 保険適用外訪問看護
5. 90分を越える訪問看護
6. 休業日の訪問看護
7. キャンセル料

ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。サービス利用日の前日午後5時を過ぎてキャンセルされる場合は、予定されていたサービスの訪問看護療養費の1割がキャンセル料としてかかりますのでご注意ください。

※緊急な入院等やむを得ない事由の場合は、キャンセル料は頂きません。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(2)、(3)の料金・費用は、毎月8日頃までに前月分の請求書を発行し、その月の16日(土日祝日の場合、翌営業日)に金融機関口座より自動引落を致します。お支払い頂きますと領収書を発行致します。

※お支払い方法は、原則として、足利銀行口座自動引落とさせていただきます。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

1. 事業者は、サービス利用当日、利用者の都合により予定されていたサービスの実施できない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
2. 前項の場合に、事業者は所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者 熊田 倫子（看護師）

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

○電話番号 0287-44-2788

お受けしました苦情につきましては事業所ならびに国際医療福祉大学塩谷病院内部のメディカルリスクマネジメント委員会に諮り、その結果を踏まえて対応させていただきます。

8. 守秘義務等について

(1) 事業者の守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、訪問看護を提供する上で知り得たご利用者又は身元保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 個人情報の取り扱い

- 1 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 2 前項にかかわらず、次の各号について個人情報の使用、提供、収集については、ご利用者及び身元保証人からは、「契約書・重要事項説明書 同意書」で、その同意を得ます。
 - 一 医療・介護保険サービス利用のための市町村、その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供
 - 二 医療・介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

9. 緊急時、事故発生時等の連絡先

* 訪問看護にかかる24時間対応体制加算に同意（契約）されている方は、体調の変化や状態悪化時等状態に応じてご相談に応じます。ご相談の際は、当ステーション直通電話番号（0287-44-2788）までご連絡下さい。営業時間外（夜間・休日等）のご相談の際は、別途お知らせ致します「訪問看護緊急時連絡携帯電話番号」へご連絡下さい。訪問看護ステーション担当者が対応いたします。

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	(しおや総合在宅ケアセンター統括・看護師長) 吉澤 二郎
-------------	------------------------------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

12. 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

13. その他

ペットをケージへ入れる、リードにつなぐ等のご協力をお願い致します。職員がペットに噛まれる等の事故が発生した場合、治療費等のご相談をさせて頂く場合がございます。